

簡易水道・営農用水道（西足寄専用水道）をお使いの皆様へ

# 水道の検針が2カ月に一度に変わります

令和4年4月より簡易水道及び営農用水道（西足寄専用水道）の検針が毎月から2カ月に一度（偶数月のみ）に変わります。

このことによる料金の変動はございませんが、毎月「基本料金＋超過料金」をご請求していたものが、検針月は「基本料金＋超過料金（2カ月分）」、検針がない月は「基本料金」のご請求に変わりますので、月々の料金が不均一となる可能性があります。

すでに上水道及び営農用水道の一部については2カ月に一度の検針となっており、検針にかかるコストを抑えることで水道料金の値上げを防ぐことを目的としております。皆様には、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

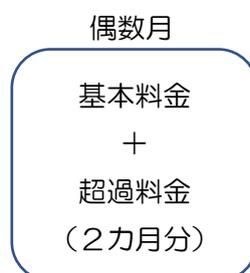
【現在】



検針月



【R4.4月から】

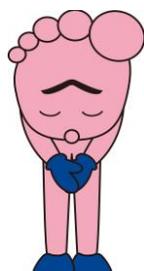


検針月

&



検針がない月



ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします

足寄町建設課上下水道室 28-3868